

釧路市強靱化計画の概要

1 国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）

（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）

（1）目的、基本理念

- ① 大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進する
- ② 必要な施策は、明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて策定、国の各種計画に位置付ける（国土強靱化基本計画はその指針となるもの）

（2）基本方針

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする
- ⑤ ソフト・ハード施策の組合せによる国土強靱化推進のための体制整備
- ⑥ 自助、共助、公助の適切な組合せによる国土強靱化推進のための体制整備
- ⑦ 実施される施策は、国民需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、重点化を図る

2 国、北海道及び釧路市強靱化計画との関係

（1）国土強靱化基本計画（平成26年8月）

① 基本目標

- ア. 人命の保護が最大限図られる
- イ. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ウ. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小限化
- エ. 迅速な復旧復興

② 事前に備えるべき8つの目標45の起きてはならない最悪の事態の設定(資料2-2)

（2）北海道強靱化計画（平成27年3月）

① 基本目標

- ア. 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- イ. 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する。
- ウ. 北海道の持続的成長を促進する。

② 事前に備えるべき7つの目標21の起きてはならない最悪の事態の設定(資料2-2)

※釧路・根室地域における強靱化施策の展開方向

- ・ 太平洋沿岸の地震津波対策
- ・ 雄阿寒、アトサヌプリの噴火に備えた警戒避難体制の強化
- ・ 釧路川等の治水対策の推進
- ・ 北海道横断自動車道、根室道路、釧路中標津道路、根室中標津道路など交通ネットワークの整備
- ・ 釧路空港、釧路港、根室港の機能強化
- ・ 石炭採掘技術の継承、海外移転に向けた取組推進など

(3) 釧路市強靱化計画（平成30年3月予定）

釧路市においても、国や北海道の強靱化政策と調和を図りながら、これまでの防災の枠組みに加え、ソフト・ハード施策の組合せによる釧路の強靱化に関する施策を推進するために策定。

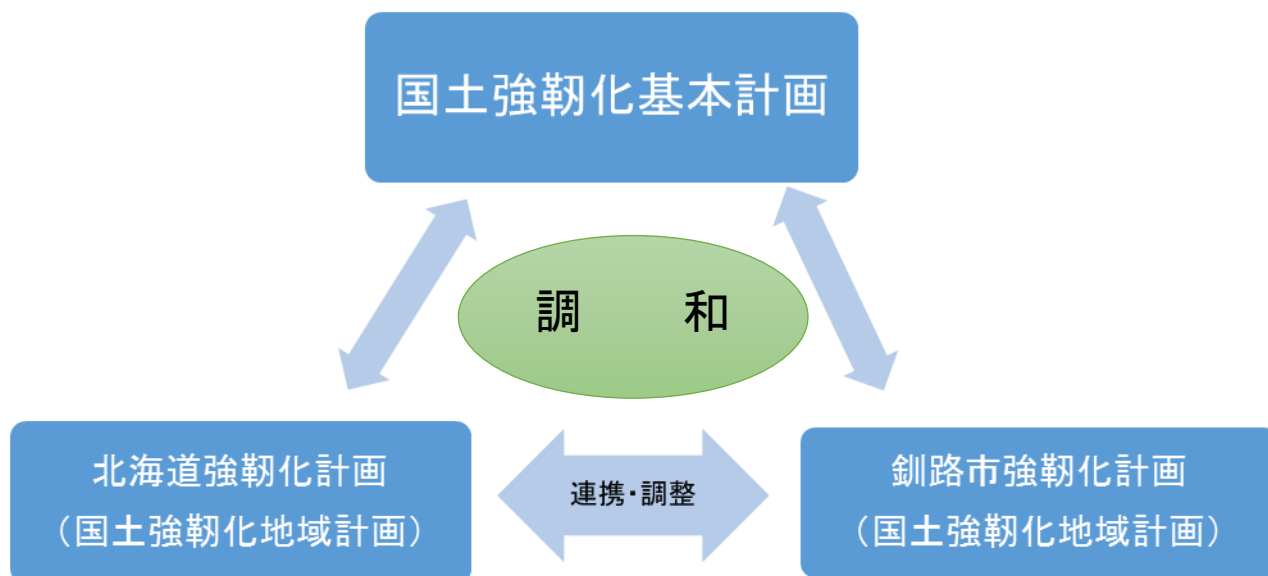
※ 釧路強靱化計画(国土強靱化地域計画)の策定根拠

国土強靱化基本法 抜粋

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(4) 国土強靱化基本計画・北海道強靱化計画との関係

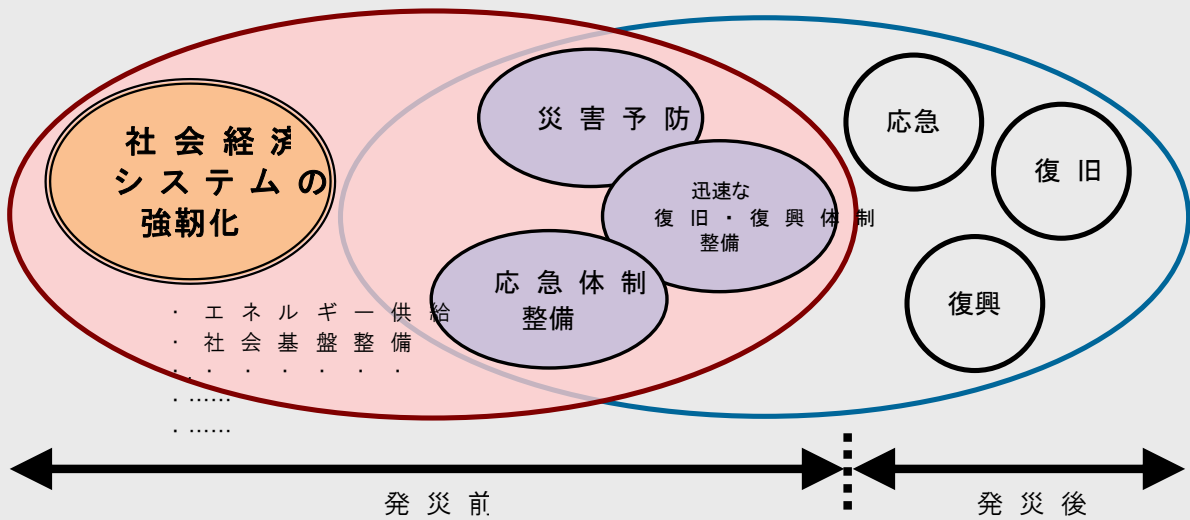


3 地域防災計画との役割分担 (札幌市強靱化計画より転載・一部改変)

釧路市強靱化計画		釧路市地域防災計画
自然災害全般	検討アプローチ	災害の種類ごと
発災前	対象フェーズ(段階)	発災時・発災後も含む
市で想定される様々な発災後のリスクに合わせた施策	施策の設定方法	—

〔強靱化計画〕

〔地域防災計画〕



4 計画期間

平成30年度から平成34年度まで（5年間）

5 策定スケジュール

年度	平成28年度					平成29年度												
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
釧路市強靱化計画		● 概要	➡ 推進事業等調査、登載事業選定			➡ 計画素案策定							● 素案	➡ 公表パブコメ			● 成案化	
市議会		● 12月定例会		● 2月定例会				● 6月定例会			● 9月定例会			● 12月定例会			● 2月定例会	